

この文書は、暫定的なものであり、今後見直され、修正や追加が行われるものである。

農産物貿易

2013 年 7 月

高橋 梯二

はじめに

今まで、農業の自然科学的側面からのアプローチであったが、経済的側面からの検討も必要である。農産物・食料品は人間の生命の維持にとって極めて重要な産品という特徴を持つが、基本的には商品であり、他の産品と同様、市場で取引されるものであるからである。

リカード流に言えば、人間の労働が投入されて生産されるものであり、価値が生じ、手に入れるためには対価が必要である。人間にとって必要不可欠な産品あるいは物質であっても市場で取引されないものあるいは対価がないものがある。たとえば、空気、海水、地下水などであろう。農産物はこれらのものとは異なり、経済財である。従って、農業及び農産物についても経済学的側面は極めて重要である。国際農学という視点から見た場合、注意しなければならないのは、食料が不足し飢餓に苦しむ人がいても、それらの人が食料を購入する資金がなければ、必要性つまり需要がいくらあったとしても経済学的には有効需要として発生してこないということである。経済学的に需要と供給が均衡していても、市場の枠外に隠れた飢餓が存在するというのを忘れてはいけない。

これから、農業と経済の分析を行うが、農業・食品の経済的側面は多岐にわたる。しかし、本稿では紙面が限られているので、農産物・食品の貿易に視点を当てて分析を行なうこととする。農学国際にとってこの分野が重要な側面であるからである。

1. 経済学における自由貿易論

18世紀後半から19世紀前半にかけて、世界の政治・経済体制は大きく変貌した。政治体制としてはフランス革命にみられるように絶対王政の否定による人民を主権とする政治体制の確立である。経済的にはイギリスで発展してきた産業革命である。この変革の中で近代の経済学が生まれてきた。

政治経済学の形成に大きく貢献した人をあえて挙げれば、アダム・スミス、リカード、マルサスの3人であろう。アダム・スミス(1723-1790)は、経済を律する基本原理は「競争」と捉え、また、国家の秩序を形成するのも「競争」と考えたと思う。その競争が機能するためには市場取引における自由が確保されていなければならないとした。その上で、競争と自由は国家の富を生むとした。富は人間同士をあるいは国家をつなぐ重要な要素であり、それを生み出す競争が経済を律する基本原理とした。今まで、キリスト教にとって競争は必ずしも「徳」とみなされていなかったが、アダム・スミスは、競争は少なくとも「罪」

ではなくむしろ「徳」と認識したといえる。

一方、リカード(1772-1823)は、アダム・スミスの考え方を発展させ、一国内で必要なものをすべて生産するよりも、自国で比較優位にある産品を多く生産し、他国で比較優位にある産品を輸入して交易する方が双方の国にとって利益（富）が増すという「比較優位の原則」を提唱した。従来の重商主義によれば、輸出を伸ばし、輸入を制限することにより国家の金あるいは銀の保有を増すことであるという思想とは異なり、貿易が富を拡大するという原則である。この比較優位論が現在の自由貿易の論理的基礎となっている。

さらに、リカードよりやや早く生まれたマルサス（1766-1834）は、人口と食料という経済的側面に注目して一つの原理を唱えた。人口が増加する率と食料が増加する率との間にはかい離があり、いずれ人口増加に対して食料の供給不足が必然的に起こり、このギャップは戦争、悪病、貧困などの悪徳によって調整されるという考え方である。人口増加の圧力は（神に与えられた）人間の本性であり、変えることができないという前提である。従って、貧困などの悪徳が発生するのは必然であって、人間の行動の過ちや道徳の欠除によって起きるというものではないとした。従って、当時のユートピア思想を否定するものであり、貧困者を救済することは人口の増加を刺激し、かえって人口と食料とのギャップが拡大し、結果が悪くなるという考え方をとった。

ダーウィン（1809-1882）は、マルサスの人口論からヒントを受け「種の起源」を着想したといわれている。自然による選択は生存競争が基礎となっているといえる。

古典経済学成立の初期の段階において、以上の哲学者あるいは政治学者がこのような原則によって富や経済を説明しようとしたのは、この時代より少し前からの自然科学の発展に影響されている面も大きい。ニュートンは、万有引力の法則によってすべての物の動きを支配している原則を見出した。これによって惑星の動きが説明できたのである。ひいては、すべての事象は何らかの原則に支配されていると考えられるようになったのである。これらの原則が発生する原因は分からないものの、この原則は人間が変えることはできず、支配されるということである。18世紀初頭になると経済的あるいは社会的な事象にもこれと同様の原則があり、それに支配されているのではないかと考え、原則を見出そうとしたと想像される。

アダム・スミスとリカードは、経済の原則として、「競争」と「自由」をとり上げた。この原則は人間に内在する性質から発生するものとしたといえる。ある意味では神から与えられた人間の性質であると考えたと思われ、これらの学者の思想の中には神が存在していたともいえる。従って、彼らの思想に従えば、経済は「競争」と「自由」に支配されるようになり、避けることはできない必然ということになる。

現に、戦後の世界経済は、特に、先進国においては、経済と貿易の自由化が進行してきた。農業分野も例外でなく、着実に貿易の自由化が達成されてきた。かかる進展が見られたのは、市場における自由な競争を妨げる戦争等がなく、比較的安定的な政治体制が長く

続いたということもある。アダム・スミスとリカードが唱えた原則が現実の世界において証明されているようにも思えるのである。つまり、競争と市場の自由によって関係国の経済が発展することができたからである。

しかし、最近の研究によるとアダム・スミスは、社会の秩序を律しているのは、「競争」や「自由」のみでなく、これとは別の原則があるはずだと考えていたといわれている。国富論より前に「道徳的感情論」を著しているが、この中にもう一つの別の原則の萌芽がみられるといわれている。アダム・スミスは彼の生涯において「競争」と「自由」とは異なる社会を律する別の原則を追求しようと試みたが、それが完成せず死亡したといわれている。

この関連で、ユートピア思想（ユートピア社会主義）やマルクスの共産主義の思想に注目しなければならない。マルクスは、資本の論理によって、労働者は搾取され、疎外されて、いずれは革命によって共産主義の世界が生まれるという論理を展開した。経済的な「競争」と「自由」に基づく世界の帰結であるとした。ある意味では「競争」を否定したともいえる思想であり、共産主義社会の成立は必然であるとしたのである。

共産主義社会は、ロシアや中国等で成立し、第2次大戦後自由経済体制と社会主義経済体制とで世界を二分するようになったが、社会主義体制は、1991年のソ連の崩壊によって、経済を支える体制としては有効に機能しないことが実証されたようにも見える。従って、アダム・スミスとリカードの唱えた原則が有効に機能するものであるという結果になった。

しかし、現在においても、中国や北朝鮮は社会主義の建前を崩してはおらず、自由主義の国においても政治的に共産党が存在しているのも確かである。さらに、イスラム圏の諸国は、「競争」と「自由」の原則をとりいれているとは言い難い面がある。

「競争」と「自由」の原則の貫徹は、良いことばかりではない。最近、特に、ドーハラウンドの中盤あたりから、その弊害が指摘されるようになってきている。その一つは一国内あるいは国際間での貧富の差が大きくなっていることである。競争によって勝者と敗者が明確になるからである。第2には、自由な活動が大きなリスク、時には国際的なリスクを生じさせ、誰も防止できず、多くの人の競争の結果生じるので、損害が起きたとしても原因者を追求できない。リーマンショックなどである。第3には、物、資金、労働の移動がより自由になる（グローバル化とボーダーレス化）によって国民の健康や生命あるいは福祉などを守る国家としての権限が発揮しにくくなることである。

農学国際にとって、必要なのは、今後、開発途上国にとっても「競争」と「自由」の貫徹によって、国あるいは国民が豊かになれるのかという問題である。戦後約70年の間に「競争」と「自由」の原則によって経済は、大きく繁栄したが、この繁栄には一定の条件があったはずであり、このような条件が開発途上国にも当てはまるのか、あるいは改善できるのかということでもある。

本章の目的は、農業と農産物・食品の分野で、「競争」と「自由」の原則によって貿易の

自由化がどのように達成されてきたかについて具体的に分析し、そのことによって将来この原則が開発途上国にどのように適用されていくのか、また、この原則の貫徹によって開発途上国は豊かになり、幸福になるかを考えるための参考とするものである。

2. 第2次大戦までの状況

古典派経済学の原則が提唱されてから、この論理による自由化がどのように進化したであろうか。実際はすぐには古典派経済学の原則が適用されたわけではなかった。当時経済的に最強であったイギリスは貿易の自由化を進め、1846年には穀物価格を高めに維持するための穀物法を廃止し、穀物の輸入自由化に踏み切った。しかし、アメリカは、農業は比較優位にあったものの、工業製品については比較優位になかった。このままイギリスのいうように自由貿易を推進したらアメリカは工業化ができないと考え、工業製品に高関税をかけ、1864年には平均46%にもなる高関税を採用した（渡辺惣樹）。この保護貿易制度はリンカーン大統領以来ほぼ半世紀にわたって維持され、この間アメリカの経済は著しい成長を遂げた。ヨーロッパ大陸諸国も保護貿易主義を維持した。

そうこうしているうちに、第1次大戦となり、自由貿易の推進の環境ではなくなり、戦後の混乱を経て1929年に世界大恐慌が勃発した。各国は、自国の経済を守るため、保護貿易を強化し、アメリカでは、1930年にスムート・ホーレー関税法（Smoot Hawley Act）が成立し、輸入額の60%に相当する外国産品に高関税を課した。アメリカに多くの国が追随し保護貿易主義を採用した。また、イギリスは、1932年英連邦特惠関税制度（Commonwealth preferences）を採用した。いわゆるブロック主義である。これは、他国にも影響し、ドイツは東欧諸国との間に広域経済圏（Grossraumwirtschaft）を形成し、フランスは金本位ブロックを築いた。このような保護貿易主義、ブロック主義さらにはアメリカにみられた孤立主義は、第2次大戦の原因の一つにもなったといわれている。

3. 第2次大戦後の自由貿易体制の確立

第2次大戦終了が近づくにつれ、アメリカ主導で戦後の経済及び貿易体制が検討され、戦前の保護主義、ブロック主義及び孤立主義の弊害に鑑みて、自由貿易主義、無差別主義、多角的主義を原則とする貿易体制が発想された。1944年、アメリカのブレトンウッズ（Bretton Woods）で連合国側44カ国が参加し、通貨・金融に関する会議が開催された。その結果、戦後、為替安定と戦後復興を目的とする国際通貨基金（IMF）及び国際復興開発銀行（IBRD）が設立された。これは、ブレトンウッズ体制と呼ばれている。

貿易面では、1948年ハバナで「国際貿易機関（ITO）の設立に関するハバナ憲章（Habana Charter）」が53カ国で調印された。しかし、このITO設立構想は意欲的すぎ、アメリカが批准しなかった。アメリカは、ハバナ憲章と並行してGATTの設立を検討し、ITO設立の合意まで待てなかったため、1947年にジュネーブで関税引き下げ交渉を行い、翌1948年に先進8カ国の間でGATTを暫定的に適用することに合意した。

4. GATT の目的と原則

GATT は、リカードの唱えた比較優位論に基づく自由貿易体制の構築を目的とし、最恵国待遇、内国民待遇、貿易制限の廃止を原則とし、また、ブロック化に陥ることがないように多角的交渉を旨とし、自由貿易を推進した。

GATT 体制の一側面としては、世界最強の工業国でもあり農業国でもあったアメリカの主導によってなされ、また、経済の発展段階がほぼ同じ先進国間での交渉として始まったことである。従って、GATT の自由化の概念には発展段階が大きく異なる場合などの考慮は十分なされていなかった。また、欧米という比較的均質な国同士の交渉から始まったので、文化や国情の違いなどはあまり意識されない協定であったともいえる。

(1) 最恵国待遇の原則

最恵国待遇とは、同種の産品について関税や輸入手続きなどの適用において加盟国すべてに同様の取り扱いとしないといけないという原則である。つまり、ある輸出国に対しては他国より有利な取り扱いをしたり、あるいは不利な取り扱いをして差を設けてはならないことである。適用対象分野は GATT 時代と WTO になってからで違いがあり、GATT 時代は、関税、輸入割当、輸入手続きなどが最恵国待遇の適用対象であったが、WTO では拡大され、サービス貿易、知的所有権、規格基準などに適用が拡大されている。

歴史的には、16－17 世紀から最恵国待遇の萌芽がみられ、1860 年にはヨーロッパの列強諸国の通商協定では共通の原則となった。しかし、GATT 体制ができあがるまでは、条件付きの最恵国待遇が適用されており、たとえばアメリカが 1922 年まで条件付き最恵国待遇を適用していた。

GATT 規定では、無条件最恵国待遇を原則とし、多少の例外は設けられた。例外の代表的なものは、先進国が開発途上国に適用する特惠関税、自由貿易協定により協定相手国に与える特惠関税などである。

(2) 内国民待遇の原則

内国民待遇とは、輸入産品について輸入国で適用されている国内税制などの措置について同種の輸入産品により不利な待遇を適用してはならないということである。つまり同種の輸入産品について国内産品より不利な内国税などを適用してはならないことである。この目的は国家の権限で設定できる内国税などが貿易障害とならないようにすることである。

(3) 輸入数量制限の廃止

GATT は、輸入についても輸出についても数量制限を設けることを原則として禁止するとの原則を採用している。ただ、輸入数制限については、国内で同種の産品について過剰供給などにより生産制限減している場合などについては、認められるとしている。また、

輸出数量制限については国内に深刻な供給不足が生じている場合は認められる。しかし、GATTの交渉においては、輸入制限の方がより厳しく自由化交渉が行われてきたことは確かである。

また、輸入制限については、国際収支が赤字の場合などを理由とし、数量輸入制限についてはGATT 12条で、為替制限についてはIMF 14条で認められていた。日本は国際収支の均衡化を名目として外国為替の統制・割当を強化して輸入を厳しく管理・規制することによって国内産業の保護育成を目指した。1951年には外国為替資金特別会計が設定され、輸出によって獲得された外貨はここに集められて「外貨予算制度」によって重化学工業に必要な原料や資源などが優先的に輸入された。国際収支も均衡するようになり1963年にGATT11条国、翌1964年にIMF8条国に指定され、国際収支を理由とした為替・輸入制限の撤廃が義務付けられた。これにより大方の工業製品の輸入制限は撤廃されていった。ただ、**自動車に関しては1965年まで、コンピュータ関連は1970年まで輸入制限が維持された。**農産物については牛肉、オレンジ、乳製品など輸入制限が維持されるものが多く、これらの輸入制限は「残存輸入制限」といわれた。これはGATT上非合法であることを意味する。米については国家貿易という形で輸入制限が維持されていた。

（４）GATTの自由貿易の原則の例外

GATT規定では、以上の自由貿易の原則の適用について例外がないわけではない。一般的な例外は第20条に規定されている。例外が適用されるのは、次の措置である。

- ① 公共のモラルの保護
- ② 人間と動物の生命と健康の保護
- ③ 特許、商標、著作権の保護及び偽装の防止
- ④ 美術的、歴史的価値のある財産の保護
- ⑤ 天然資源の保全

ここで注意しなければならないのは、環境の保護措置が例外となっていないことである。GATT規定が作成された当時は、環境の問題は大きくなかったが、時代を経るにつれ重要な問題になり、環境保護のため様々な措置が実施されるようになった。このような措置はGATTという自由貿易の原則と矛盾するようなものがあり、現在、その矛盾の解消が課題となっている。

たとえば、1973年の「ワシントン条約」、1992年の「生物多様性条約」及び2000年の「カルタヘナ議定書」はGATT規定と必ずしも整合していないといわれている。また、具体的な事件としては、アメリカがウミガメを混獲するえびについては輸入を禁止するという措置をとり、輸出国とGATT上の係争となったが、結果は「環境」という観点ではなく例外措置の対象になっている「天然資源の保全」という観点からアメリカの禁止措置は認められた。

5. GATT ラウンド交渉と関税の引き下げ

以上のような自由貿易に関する原則の下に、貿易交渉が行われた。原則通り、多角的交渉によって行われた。下表にあるように、第7回の東京ラウンドまでは、関税に引き下げが主たるテーマであった。関税は引き下げを交渉によって約束すると、それが加盟国すべてに適用され協定税率と呼ばれた。この約束した協定税率を後に何らかの事情によって引き上げようとする代償を支払わなければならない（別の品目で関税引き下げを行う）という取り扱いとなり、これは「バインド」と呼ばれている。「バインド」をしないという合意方法もあった。

農産物については、リクエスト・オファー方式と呼ばれる方式で、関税引き下げ交渉が行われた。ある加盟国が関税引き下げ要求を該当する加盟国に行い、それに応じて二国間で交渉を行う。その二国間の交渉の結果の合計がラウンド交渉の結果になる。このような方式のもとで、日本はどちらかといえばアメリカ関心品目を中心に関税引き下げを行っていった。

GATT ラウンド交渉

	ラウンドの名称	開催年	参加国数	交渉対象
第1回	ジュネーブ	1947	19	関税引き下げ
第2回	アヌシー	1949	27	関税引き下げ
第3回	トーキー	1950	33	関税引き下げ
第4回	ジュネーブ	1956		関税引き下げ
第5回	ディロン	1960-61		関税引き下げ
第6回	ケネディ			関税引き下げ、アンチダンピング 小麦協定、割当て枠に拡大等
第7回	東京			関税引き下げ、スタンダード・コード、アンチダンピング、相殺関税、輸入ライセンス、政府調達等
第8回	ウルグアイ	86-94	128	関税引き下げ、輸入制限の廃止、 国内補助金の引き下げ 輸出補助金の削減、サービス、 SPS,TBT,セーフガード等協定 WTOの設立、紛争処理等
第9回	ドーハー	2001~		関税引き下げ、国内補助金削減、 輸出補助金削減等

資料：国際経済法入門、小室程夫、日本経済新聞社、2003年 等

GATT 交渉において、農業はどのような取り扱いであったのであろうか。ラウンド交渉参加国の主要国には農産物輸出国が多く、農産物についても工業製品と変わることはない関税引き下げや輸入制限の廃止の交渉方式を適用すべきとの要求が強かった。しかし、EU、日本、北欧諸国等は、農産物は生物機能を利用した産業であり、気候、土地条件に大きく左右されるので、交渉に当たっては、工業製品とは異なる特別な取り扱いが考慮されるべきという意見であった。この意見の対立は解消されず、いつも問題になったが、一応、農業の立場を考慮するワーディングが合意された。しかし、次のようにラウンドごとに表現が変わった。

ケネディラウンドでは 「農業の特殊性の考慮」、

ウルグアイラウンドの初期は、「食料安全保障等非貿易的側面の考慮」

ウルグアイラウンド及びドーハーラウンドでは、「農業の多面的機能の考慮」

6. ウルグアイラウンド

(1) ウルグアイラウンドの特徴

ウルグアイラウンドは、交渉が成立した最後のラウンドであり、GATT設立以来の自由化交渉の集大成ともいえる。交渉の分野が拡大され、関税や輸入規制の分野以外にサービス貿易のほか、食品安全、規格基準また知的所有権の貿易に関する分野等も交渉の対象となり、各々協定として採択された。また、参加国が従来に比較し大幅に拡大し、128カ国（先の東京ラウンド76カ国）となり、開発途上国の参加が本格した。

農業分野については、ラウンド交渉が始まる1980年代は先進国の農業支援策の強化などによってGATTは暫定的に発足し、正式な国際機関との位置付けにはなっていなかったが、このラウンドでWTOが設立され、他の国連機関と同様、正式な国際機関となった。もう一つの特徴は、紛争処理について判定を迅速かつ協力に行えるよう手続きを改正し、司法機関としての機能を強化したことである。

(2) WTOの設立

GATTは長年、先に述べたように国際組織としての法人格を持たない暫定的な機関としての位置付けであったが、ウルグアイラウンドでようやく1948年のハバナ憲章で構想したような国際機関となった。実態としては、WTOの加盟に当たり、3つの付属書を一括して受諾しなければならないこととし、一部のみの受諾は許されないこととなった。また、活動範囲を拡大し、サービス貿易や知的所有権も交渉の対象とした。

(3) WTOの司法機関化

さらに、WTOの大きな特色は、紛争処理手続きの強化である。従来は、紛争処理機関の決定はコンセンサス方式で採択されたが、WTOでは、ネガティブ・コンセンサス方式が採用され、パネルや上級委員会の決定は全部の国が反対しない限り採択されることとなった。一国でも賛成すればそのままパネル等の意見が採用される。審議期間も短縮された。

パネル等の決定に従わない場合は関係国の制裁措置が認められる。このようにWTOは司法機関として強化され、これはWTOの司法機関化といわれている。決定や報告が採択されるのもスピーディになった。しかし、GATT条文の解釈を基本とし、実態を十分考慮しないWTOの司法機関化については批判もあることも確かである。この改革によって、日本は、農産物では係争で負けることが多く、工業製品では勝訴することが多くなっている。アメリカは、最近、農産物でも工業製品でも敗訴する事件が多くなっている。

（４）ウルグアイラウンドにおける農業交渉の特色

前にも述べたように、本ラウンドは、先進国における農産物の過剰と輸出競争の激化の状況の中で行われたので、交渉結果は、農業に関する交渉事項が多岐にわたり、従来の関税や輸入制限を主たる交渉対象とするラウンドとは質的な変化を遂げた。

その第一の特徴は、国内補助金あるいは国内農業支持は基本的には貿易を阻害する措置であるとの認識が明確となり、貿易を歪曲する国内補助金が定義され、その引き下げが合意されたことである。従来から国内補助金等もGATT交渉で取り扱うべきということは問題となっていた。というのは関税を引き下げ、輸入数量制限を撤廃しても、国内補助金等の支持措置で自国の農業を防衛することができるので、従来の水際の措置を引き下げだけでは意味がないという考え方である。また、農業の国内支持措置は歴史的にいろいろな形態でなされており、特にアメリカ、EU、日本などの先進国でかなりの程度行われ、農業生産額の30%程度の農業支持がなされていた。一方、開発途上国の方が農業補助金等は概して少ないという事情にもあった。

このようなことからOECDでは、先進主要国の農業支持の水準がどのようになっているかの調査を行い、保護の水準の各国比較の検討を行った。これはPSE（Producer subsidy equivalent）と呼ばれ農業補助金や輸入制限、関税等でどのくらい農業支持を行っているかを計数化する作業であり、国内補助金を含めた農業支持の削減交渉の基礎になるものであった。日本はこの検討に反対したが、主な輸出国は支持し、反対しきれなくなったので、作業すること自体は認めたものの、結果を公表することには同意しなかった。最終的には公表にも応じざるを得なかった。

EUはGATTラウンドにおいて、国内補助金の削減交渉が行われることを予測し、ラウンドが開始された1986年より前からOECDなどの国際舞台で農業補助金の取り扱いについてEUの考え方を打ち出した。その中で、デカップリングという考え方を提唱し、国内価格支持措置等は貿易に影響を与え、歪曲する効果を持つが、貿易に影響を与えない措置があり、貿易とは切り離された措置として「デカップリング」という概念を提案した。ウルグアイラウンド農業交渉の結果としては、OECDでの検討をもととした加盟国の総合的計量手段（AMS、aggregate measurement of support）で農業支持の合計値を計測し、一定の割合で引き下げていくことに合意した。この中で、直接支払いは貿易に影響を与えないデカップリング措置であり、基本的には引き下げの対象にならないとの取り扱いとな

った。

しかしながら、輸出補助金や、価格支持措置などは多くの国内補助金が引き下げの対象になり、ウルグアイラウンドの農業合意によって、世界の農業は、国内補助金等によりいわゆるハンデキャップを付けることは許されないこととなり、加盟国の農業のそれぞれの事情とは関係なく国際競争上同じ土俵に立つこととなった。つまり、加盟国の農業上の特別の事情は基本的には考慮されないこととなった。この意味でウルグアイラウンドの農業の取り扱いは今までのラウンドとは異なるものであった。

第2の特徴は、農産物・食品について輸入制限が廃止され、原則として、すべて関税に置き換えられたことである。GATT は一部の例外を除き輸入制限を廃止するという原則を採用しているが、特に農産物・食品については、輸入制限が徐々に廃止されてきてはいたものの、いわゆるセンシティブ品目については輸入制限が適用されていた。日本では米等、アメリカでは乳製品、砂糖などが輸入制限品目であった。ラウンドでは輸入制限品目をすべて関税化すると原則が合意され、加盟国のセンシティブ品目については輸入禁止的な高関税になってもよいからとにかく関税に置き換えることになった。ただ、日本はコメについては関税化は合意しなかった。しかし、ラウンド終了から5年後の1999年米を自由化した。

第3の特徴は、農産物・食品の規格・基準についても自由貿易あるいは公正な競争の維持という観点から適用に当たって加盟国が遵守すべき基準が交渉され、協定という形で合意されたことである。規格基準は、ウルグアイラウンド以前から、貿易障害となりうると危惧され国際的な規律が必要と認識されていたが、ウルグアイラウンドにおいて二つの分野で協定が成立した。一つは、「衛生及び植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」である。食品の安全等を確保する措置はGATTの自由貿易の原則の適用除外とされ、自国の国民の生命と健康を守る措置の適用は加盟国の権限とされている。しかし、措置の適用あるいは運用によっては輸入を制限するため、偽装的にあるいは差別的に適用されることがあり、これを防止するためのかなり厳格な規律が適用されることとなった。食品や農産物の品質に関する規格や基準についても、工業製品と同様に適用の規律に関する「技術的貿易障害に関する協定（TBT協定）」が成立した。これらについては、後に解説することとする。

（5）ウルグアイラウンド農業合意の内容

ラウンド農業合意は広範にわたる農業関連措置について自由貿易の観点からの規律の合意であり、ドーハーラウンドは今もって合意されていないので、この農業合意が現在、農産物・食料品の貿易を国際的に律しているといつてよい。しかし、近年、二国間の自由貿易協定が多く締結されてきているので、これによっても二国間あるいは複数国間という枠

組みではあるが貿易が規制されている。

ウルグアイラウンド農業合意の概要は、次のとおりである。

① マーケットアクセス

関税を6年間の実施機期間内に平均36%引き下げる。品目ごとには最低15%引き下げる。

輸入制限、可変課徴金、輸入最低価格、輸入許可制などを原則廃止し、関税化する。

② ミニマムアクセス

現行のアクセス機会（輸入数量）を維持する。ただし、輸入量がない品目については国内消費量の3%をミニマムアクセス量として設定し、実施期間の最終年には5%まで拡大する。

③ 特別セーフガード措置

関税化した品目について輸入量が一定水準より増加した場合又は輸入価格が一定水準より低下した場合、次のように追加関税を課す。

- a) 輸入数量が基準数量を越えた場合、通常関税の1/3の追加関税、ただし当該年末まで
- b) 輸入価格が86-88年の平均価格の90%を下回った場合、価格下落率に応じて最大52%までの追加関税を課す。ただし、船荷ごとに適用される。

④ 国内支持

国内支持については総合的計量手段（AMS）で計算した支持総額の20%を実施期間内に引き下げる。支持総額が生産額の5%以下の品目については、削減対象から除外される。

開発途上国の引き下げ率は2/3とする。ただし、後発開発途上国は削減を要しない。また、引き下げの対象とならない支持措置を定める。また、開発途上国における農村開発、投資補助金、低所得農民に対する資材補助等は引き下げ対象から除外する。

⑤ デ・ミニミス

特定の農産物を対象とした支持措置の場合、その製品の生産額の5%相当額は、引き下げ義務から除外する。

特定の農産物を対象にしていない支持の場合、全農業生産額の5.5%相当額は、引き下げの義務から免除する。

開発途上国のデ・ミニミスは、10%とする。

⑥ 直接支払い

生産調整を実施している場合の直接支払いは、次の場合は引き下げの対象としない。

- ・直接支払いが一定の農地面積あるいは単収に対応している場合
- ・直接支払いが生産の基本的水準の85%以下の場合

⑦ 輸出補助金

輸出補助金を指定期間内に 36%引き下げる。また輸出補助金付き輸出数量を 21%引き下げる。削減対象となる輸出補助金を定める。開発途上国については、コストを下げる補助金及び輸送に対する補助金は、削減対象としない。

黄の政策 (AMS)	青の政策	緑の政策
最も貿易歪曲的国内支持 ・ 市場価格支持 ・ 不足払い 各国の 86-88 年実績 を 20%削減	直接支払いのうち 特定の要件を満たすもの 「黄」と「緑」の中間段階との位置付け	貿易歪曲性がないか最小 ・ 試験研究 ・ 基盤整備 農業協定に詳細が規定されている。
デ・ミニミス 農業生産額の 5%以下の国内助成 (生産全体に大きな影響を与えないという位置付け) 削減対象外	UR 合意では生産調整下での直接支払い 削減対象外	削減対象外

(6) ウルグアイラウンドの結果

GATT 体制が構築されて以来ウルグアイラウンドまでの交渉によって、貿易制度はどのように変わったのであろうか。関税率に関しては、農産物についてもかなり引き下げられ、先進国においては貿易政策上ほとんど重要性を持たなくなる程度に引き下がっている。ウルグアイラウンド後の主な国の関税率は別表のとおりであり、日本の農産物の平均関税率はアメリカの 5.5%に次いで世界で 2 番目に低い 11.7%である。

ウルグアイ・ラウンド終了後の農産物関税率

インド	124.2%	フィリピン	35.3%
ノルウエー	123.7%	タイ	34.6%
バングラデッシュ	83.8%	アルゼンチン	32.8%
韓国	62.2%	EU	19.5%
スイス	51.1%	マレーシア	13.6%
インドネシア	47.2%	日本	11.7%
メキシコ	42.9%	アメリカ	5.5%

出典： Post Uruguay Round Tariffs Regime

しかし、輸入制限廃止の代替措置としての関税は一般的に高関税であり、輸入制限効果を持つものが多い。特に、日本においては、従来輸入制限していたセンシティブ品目について輸入制限効果を持つ高関税を設定しており、これらの関税率を引き下げるとは日本農業にとって厳しいものとなる。

また、輸入制限については、関税に置き換えられた。GATT あるいはWTOの基準からすると、関税率は引き下げられていくべきものとなっており、今後、これらの高関税品目の引き下げが交渉対象になる。

日本の高関税の例

単位：千トン

品目	関税	関税割当 千トン
米	241 円/kg 精米 778% 玄米 568%	767(5.2%)
小麦	55 円/kg 262%	5,740 (92%)
大麦	39 円/kg 256%	1,369 (56%)
脱脂粉乳	21.3%, 396 円/kg 218%	乳製品 1,676(13%)
バター	29.8%, 985 円/kg 360%	
でんぷん	119 円/kg 583%	157 (36%)
雑豆	354 円/kg 403%	120 (57%)
粗糖	71.8 円/kg 305%	127(57%)

注 () 内は、関税割当量が国内消費量 (01-03 平均) に占める割合

出典 農林水産省

国内農業補助金については、補助金のうち農産物貿易に歪曲的效果を与えるものについて引き下げていくことになった。しかしながら、歴史的にも特に先進国において農業維持し発展させていくための補助などはなされてきており、農業生産額の 30%程度は国内支持をしている。これが、今後、どの程度減じていくことができるのか予測はできない。

日本、アメリカ及びE Uにおける国内支持の額 (10億円)

政策の種類	日本	アメリカ	E U
黄の政策 (AMS)	641.8	1,751.6	4,042.8
デ・ミニミス	35.0	855.9	255.8
青の政策	68.2	0	3,244.4
緑の政策	2,086.5	6,158.2	2,889.9
合計	2,831.5 (32.0%)	8,765.7 (36.3%)	10,432.9 (29.8%)

注 () 内は農業生産額に占める割合

資料 農林水産省

以上のように、戦後約70年の間でアダム・スミスやリカードが唱えた競争と自由の原則は、工業の分野はもちろんのこと農業の分野においても貫徹されてきたといえる。また、中国やロシアがWTOに加盟したのもその証であろう。ただ、競争と自由の原則が有効に機能する条件が整っていた上での貫徹であったということもできる。その条件とは、共産主義社会と自由主義社会との対立はあったものの、世界は基本的には戦争のない平和な時代が続いているということであり、また、競争と自由の原則はアメリカ、EU諸国、日本等の限定された先進国が主導してきたということである。さらに、これらの先進国は日本を除き工業先進国であると同時に大農業国であり、農産物貿易の自由化も推進されたのである。工業産品においても関係国間で基本的なハンディキャップがなかったといえる。

7. ドーハーラウンド

第9回目のラウンド交渉は、自由貿易体制のさらなる拡大を目指して、2001年から開始された。このラウンドは、開発途上国が本格的に参加したラウンドであった。経済の状況が様々な国が多く参加したことがコンセンサスに到達することを難しくした原因であろう。しかし、基本的には、自由主義経済において、特に先進国の経済においてほころびが生じてきていたこともある。たとえば、国内における貧富の差の拡大、リーマンショックなどの制御できない金融危機、大幅な財政赤字などである。また、開発途上国においては、発展段階の違いを無視するような先進国と同様の貿易ルールを適用することについての反発があった。従って、工業製品の関税については先進国と開発途上国では関税の引き下げ方法やセーフガードについて対立が解消されなかった。農産物については、開発途上国は先進国の農業生産額の30%に相当する農業補助金が開発途上国の農産物輸出を阻害しているという意見が強くなった。先進国間では、農業には相当程度の国家支援が必要であるとの共通の認識があり、これを大幅に切りこむことはできない社会経済構造にある。たとえ

ば、アメリカにおいては、植民地以来の伝統的産業である綿花の価格支持と輸出支援策は廃止できないのである。砂糖産業も同様である。日本ではコメの輸入抑制的関税を廃止することは極めて困難になっている。EUは、貿易に影響を与えないという名目の直接支払により、EU農業を維持している。

ちなみに、日本のコメの関税を撤廃しても米生産は生き残れるという主張は、無責任であろう。比較優位の原則からすると日本のコメは消滅する運命にあるといわざるを得ない。比較優位のない米の生産をやめ輸入することによって日本はより豊かになるからである。日本の経済全体の競争力を強化するため米の関税の撤廃が必要というのであれば、米産業を維持するためには別の支援措置が必要になるはずである。

ドーハーラウンドは開始から、10年以上経過しているが合意が見られず、合意は絶望的となっている。長く続いたGATT体制の自由貿易のための交渉方式の多角的交渉が初めて挫折したことは象徴的な出来事である。

8. 自由貿易協定等二国間あるいは地域間協定の進展

ドーハーラウンドが挫折したからといって、貿易自由化の動きがストップしたわけではない。ラウンド交渉の進展の見通しが立たなくなった時点から、自由貿易協定などの2国間協定が急速に締結されるようになった。

二国間協定は基本的には、二国間の貿易を促進することによって、当事国の経済がより発展するという目的を持つが、当事国が相手方に輸出する場合その当事国は、第3国に比べ競争上優位になるという点である。たとえば、韓国がEUと自由貿易協定を締結すればEUへの自動車や電気製品の輸出について日本よりは優位に立つということであり、ここでも競争の原理が作用している。この意味からすると二国間協定は、GATTの最恵国待遇の原則から離れることになり、経済のブロック化を招くことになる。ここに、政治体制と密接に関係した中国を中心とするブロックとアメリカを中心とするブロックとが生じる可能性がある。このように2国間協定は貿易のブロック化による経済大国の覇権主義に応じるようになりやすい。

このような二国間協定の弊害はあるものの、GATT規定では、自由貿易協定を認めている（第24条）。自由貿易協定の種類としては「関税同盟」と「自由貿易地域」の2種類を規定している。「関税同盟」とは域内の関税を撤廃し、第3国に対しては統一（単一）関税を適用することである。EUがその典型的な例である。また、「自由貿易地域」とは域内の関税は撤廃するが、域外に対しては統一関税を適用しないというものである。日墨貿易自由化協定などである。

自由貿易協定のもう一つの特徴は、ラウンド交渉ではあまり扱ってこなかった知的所有権、安全や品質に関する規格・基準、金融・投資、政府調達などについても協定の対象となり、対象分野が拡大している。最近、特に知的所有権の問題が大きくなってきており、知的所有権の価値は、関税や割り当てとは比較にならないほど大きな価値を持つようにな

っている。たとえば、農産物についていえばチーズについて「パルメザン」という名称、ワインについて「シャンペーン」、ビールについては「バドワイザー」という名称が使えるか使えないかの経済的価値の差は多い大きい。

現在、締結されているあるいは交渉中の二国間あるいは地域自由貿易協定は、次の表のとおりである。

自由貿易協定・経済連携協定

国	相手国
日本	アセアン、チリ、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、メキシコ、フィリピン、タイ、シンガポール、ヴェトナム、スイス、インド、ペルー、(オーストラリア、EU、韓国、カナダ、中国)
韓国	EU、アメリカ、アセアン、インド、EFTA、チリ、ペルー、シンガポール、(中国、日本、カナダ、メルコスール)
中国	アセアン、チリ、香港、マカオ、ペルー、ニュージーランド、タイ、シンガポール、台湾、(韓国、日本)
インド	アセアン、EU、スリランカ、シンガポール、ペルー、タイ、マレーシア、日本、EFTA、韓国、カナダ
アメリカ	NAFTA、オーストラリア、チリ、シンガポール、ペルー、バーレーン、モロッコ、オマーン、(TPP)
EU	スイス、チリ、アルジェリア、モロッコ、エジプト、イスラエル、マケドニア、メキシコ、ノールエー、コロンビア/ペルー、インド、(カナダ、マレーシア、メルコスール、(日本)

注：()内は交渉中の相手国

出典：外務省

9. TPP（環太平洋経済連携協定）

TPPは、2006年にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国による経済連携協定として発足したが、アメリカが参加を表明し、現在、オーストラリア、マレーシア、ヴェトナム、ペルー、カナダ及びメキシコが参加して改定交渉が行われており、2012年にはカナダ及びメキシコが交渉に参加することになった。日本は、2013年に協定交渉への参加することとなった。

この協定は、アメリカがアジア・太平洋地域の国をとりこみ、経済的な影響力を高めることにより、これから発展してくる中国の経済覇権に対抗する目的を持つとされている。また、協定の内容は、貿易障害を取り除くほか、参加国の国内重要政策に大きく介入するという点で従来の協定とは大きく異なるものである。

TPP で検討されている内容は、次のようである。

- (1) 農産物を含みすべての関税及び輸入制限を撤廃することを原則とする。
- (2) 次のような国内措置が貿易（取引）の自由化という観点から検討の対象となっており、社会的、文化的あるいは歴史的事情を反映している国内制度の改変が迫られる可能性がある。
医薬品・薬価政策、医療及び医療保険制度、郵政及び通信制度、保険制度、
技術基準、政府調達、食品安全制度、知的所有権など
- (3) ISDS 条項：外資系企業を内国民待遇とし、公平が侵されていると考える企業は、非関税障壁として当該政府を国際的な裁判機関に訴えることができる。

TPP のように、現在は、国家の権限とされる国内政策措置まで、国際間の自由な取引という観点から調整が行われるようになってきている。これは、自由な制度のもとで競争は富を生み、また、貿易は相互の国にとって利益となるというアダム・スミスやリカードの原則が生きているからであろう。従って、このような自由化がどこまで進行するか予見できないものの、将来においてもさらに進行していくと思われる。いずれ、国民の生命と生活を守るといふ国家の権限と国際間の自由な貿易によって国が豊かになるといふこととの間をどのように調整すべきかがより強く意識されるようになるであろう。

結論

今まで、自由貿易制度がどのように推移してきたかを概観することにより、自由と競争は国を豊かにし、また、貿易は双方の国を豊かにするという古典経済学の理論が実証されてきたといえる。このアダム・スミスとリカードの理論は原理として普遍性を持っているので、今後も自由貿易とグローバリゼーションはさらに進行していくであろう。イスラム圏のいくつかの国は例外としても、中国やロシアのような社会主義国であった国も自由と競争の世界に参入した。

しかし、自由と競争によって国が豊かにはなるものの、最近、問題も垣間見られている。たとえば、一つには貧富の差が激しくなることであり、競争と自由の世界は敗者には冷酷である。マルサスは貧困にある人を助けるのは事態を悪化させるとしており、農業開発のあり方に対して大きな問題を投げかけている。第2は自由と競争の行き過ぎによって制御できないリスクが生まれてくることである。金融ショックもそうであるが、炭酸ガスの排出抑制が国際的に容易に合意できないのもこのリスクであろう。

今後、貿易の自由化はさらに着実に進行していくことが予想され、前に述べたように国民の生命と生活を守るといふ国家の権限と国を豊にするという自由貿易との間の対立をどのように調整すべきかが問題となろう。この際には、アダム・スミスが約 200 年前に見つけようとしたように、先進国及び開発途上国における社会の秩序を支配する自由と競争と

は異なる原則も見出していことが必要になるのではないかと思う。